|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 風間浦村役場 |
| 任命権者 | 風間浦村長 |
| 計画期間 | 令和４年４月１日～令和９年３月３１日 |
| 風間浦村における障害者雇用に関する課題 | 　風間浦村役場においては、職員総数７０名程度に対し障害者の法定雇用数は１名となっており、不足はないため雇用状況は順調と考えている。今後は法定雇用率の達成をめざし、採用した障害者である職員の活躍のために体制整備や各種取り組みが必要である。 |
| 目標 |
| １．採用に関する目標 | 実雇用率について、各年度の６月１日時点の法定雇用率以上を目標とする。（評価方法）任免状況通報により確認 |
| ２．定着に関する目標 | 障害の種類や程度に合った業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 |
| 取組内容 |
| １．障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当、職員の定数管理担当）を整備するとともに、組織外の関係機関であるむつ公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。○役割分担については人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。 |
| ２．障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出 | 今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 |
| ３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | 今後採用する障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| ４．その他 | 　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |

風間浦村障害者活躍推進計画